

「歯科医師によるPCR検査協力について」

今回、国のPCR検査体制の増強に向けて、「歯科医師によるPCR検査」が特例的・時限的に認められることになったとの報道がありましたことから、県民の皆様より「歯科医院でPCR検査をできるのですか？」などのお問い合わせがあります。

歯科医師が行える検体採取の場所は、

「地域医師会等が運営するPCR検査センターに限定」

されており、

「歯科医院で検査が受けられるわけではありません」

のでご注意願います。

これまで通り以下のいずれかに該当する場合には、県の帰国者・接触者相談センターまたは最寄りの保健所へご相談ください。

- ①呼吸器症状（咳・咽頭痛・呼吸苦・強い倦怠感・味覚嗅覚障害）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合呼吸器症状（咳・咽頭痛・呼吸苦・強い倦怠感・味覚嗅覚障害）
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

令和2年6月4日

公益社団法人 三重県歯科医師会